③ 地方自治体における弁護士の活動実態－2013年自治体アンケート調査から－

日弁連は、2013年11月～2014年1月にかけて全国の地方自治体（都道府県及び市区）に対して、「地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート調査」を実施した。

以下は、該当の地方自治体860（内訳 都道府県…47、県庁所在市…47、県庁所在市以外の市…743、東京23区…23）の総務部門及び事業部門に郵送によるアンケートを行い、そのうち、594自治体の総務部門（内訳 都道府県…37、県庁所在地…39、県庁所在市以外の市…505、東京23区…13）から得た回答結果によるものである。

（1）自治体における係争案件（自治体が当事者であるもの）の現状

自治体における係争案件のうち、件数の多いのは民事訴訟事件と行政訴訟事件であるところ、いずれも、6割超の案件については弁護士への依頼を行っている。

資料 2-3-14　訴訟・調停事件（自治体が当事者）の新規件数及び弁護士に依頼した件数

	新規件数（裁判所の受付日が2012年度中のもの）（単位：自治体）A	新規件数のうち弁護士に依頼した件数（単位：件） B	弁護士に依頼した割合 B／A
① 行政訴訟事件（国家賠償請求訴訟・住民訴訟を含む	1,089	740	68.0%
② 民事訴訟事件（国家賠償請求訴訟を除く）	1,482	983	66.3%
③ 民事調整事件（国家賠償請求訴訟に関する調停を含む）	244	81	33.2%
④ 支払督促申立事件	796	104	13.1%
⑤家事審判申立事件（相続財産管理人選任・成年後見・保佐・補助等）	419	24	5.7%
⑥ 住民監査請求	403	19	4.7%
⑦ 異議申立て	7,885	31	0.4%
⑧ 上級庁への審査請求	2,763	10	0.4%
合　計	15,081	1,992	

【注】ここでの、「依頼」とは、法律相談の範囲を超える事件処理の依頼をいい、代理人就任のほか、自治体名での文書作成の依頼を含む。

資料 2-3-15　弁護士に依頼した事件の内訳別割合

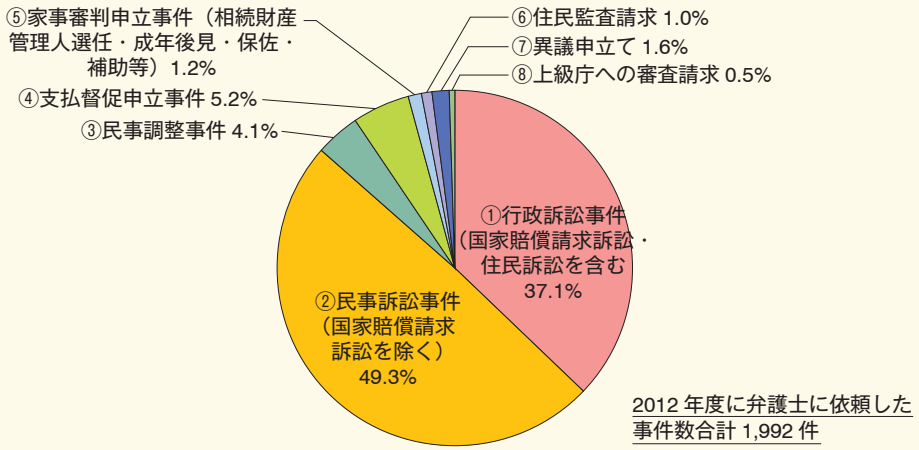

【注】数値は、弁護士に依頼した各事件数を弁護士に依頼した事件数の合計（1,992件）でそれぞれ除したものである。

（２）顧問弁護士の状況

①　顧問弁護士の委嘱状況

顧問弁護士の委嘱状況についてたずねた問いでは、「委嘱している」と回答した自治体は 87.4% と、約 9 割の自治体で顧問弁護士を委嘱している。

資料 2-3-16　顧問弁護士の委嘱の有無

（単位：自治体）

① 委嘱している	519
② 委嘱していない	75
回答自治体数	594

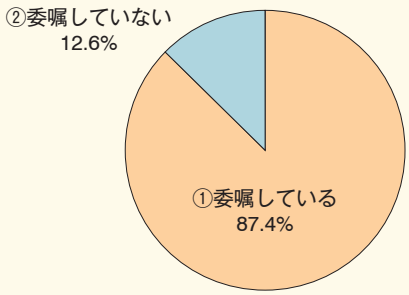

②　顧問弁護士に相談する内容（複数回答可）

顧問弁護士に相談する内容は、自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するものが最も多く、次いで、個別行政分野における業務執行上のものが多かった。顧問弁護士を委嘱している多くの自治体において、広く、様々な内容に関する相談を顧問弁護士へ行っている。

資料 2-3-17　顧問弁護士に相談する内容（複数回答可）

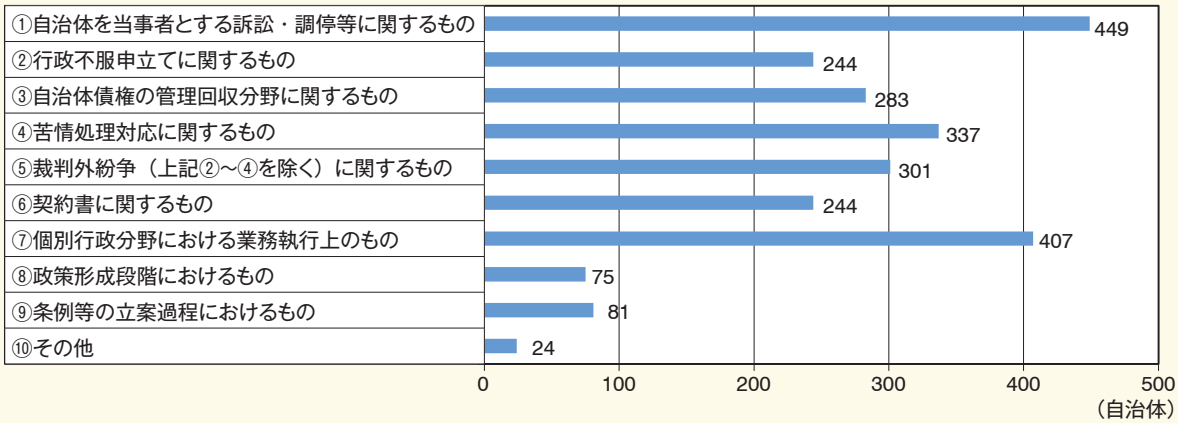

③　顧問弁護士を委嘱していることへの評価

資料 2-3-18　顧問弁護士に対する評価

（単位：自治体）

① 大いに役立っている	475
② ある程度役立っている	44
③ あまり役立っていない	0
④ 役立っていない	0
回答自治体数	519

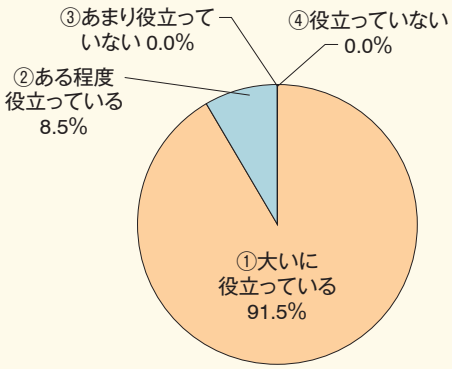

（3）法曹資格を持つ自治体職員の採用状況

①　法曹資格を有する職員の有無

法曹資格を有する職員の有無についてたずねた問いでは、「在籍している」と回答した自治体は 6.2% で、8 割近い自治体が法曹資格を有する職員はいないと回答しているが、2010 年の自治体向け調査における同様の問いでは、「在籍している」が 0.8% であり、その割合は徐々に増えている。

資料 2-3-19　法曹有資格者である職員の在籍の有無

（単位：自治体）

① 現に在籍している	37
② 現在在籍していないが、過去に在籍していたことがある	2
③ 過去・現在ともに在籍していないが、司法修習を修了していないものの、司法試験に合格した職員なら在籍している	10
④ 過去・現在ともに在籍しておらず、かつ司法試験に合格した職員も在籍していない。	445
⑤ わからない	99
回答自治体数	593

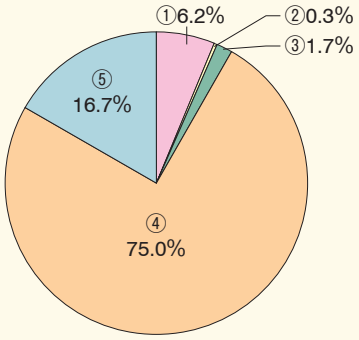

②　採用した法曹有資格者に対する満足度

法曹有資格者を職員として現に任用している、または過去に任用したことがある自治体に対し、採用した法曹有資格者に対する満足度についてたずねた問いでは、回答した全自治体が、当初の期待どおり、またはそれ以上の成果が上がっていると答えており、評価は良好であるといえる。

資料 2-3-20　法曹有資格者の任用に対する満足度

（単位：自治体）

① 当初の期待を上回る成果が上がっている	17
② 当初の期待に応じた成果が上がっている	12
③ 現時点では当初の期待に応じた成果が上がっていないが、今後期待できる	0
④ 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後期待できるかどうか不明	0
⑤ 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後も期待できない	0
回答自治体数	29

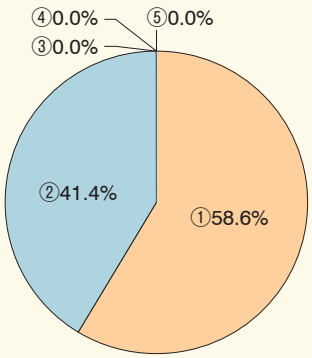

◆法曹有資格者任用の具体的なメリットについて（自由記載抜粋）

・課題発生時にすぐ相談できる。
・職員が気軽な気持ちで相談することができ、停滞している案件に法曹有資格者から助言を得ることにより、前進する事例が多い。
・日常業務上生じる様々な法律関係事項について迅速に解決できるようになった。
・継続的に職員からの相談案件があり、潜在的な問題の掘り起こしによって紛争予防に寄与するところが大きい。
・市民法律相談の拡充（出張法律相談や訪問法律相談の新規業務）及び相談件数の増加、コンプライアンスへの取組（職員研修）、政策法務（条例の制定・改廃）など。
・職員全体の法務能力が着実に向上しつつある。

◆法曹有資格者の採用についての感想（自由記載抜粋）

・各部局からの様々な業務への対応依頼に対し、柔軟に対応していただいており、県の業務を円滑に遂行できる。
・多くの自治体が前向きに検討するような仕掛けが必要であると考える。
・採用後 8 か月で、弁護士の存在も広く浸透し、法律相談の他、政策立案や法令審議会など様々な方面に参画いただいており、任用のメリットは多大なものがあると感じている。
・職員の法律に対する知識と理解が向上していることに加え、外部の顧問弁護士との連携が強化される。
・法律相談を速やかにでき、県行政の遂行において貢献していただいている。

（４）今後の法曹有資格者の任用予定と課題

①　法曹有資格者の任用に関する予定

以下は、現在（調査時点）自治体職員として法曹有資格者を任用しているか否かに関わらず、今後の法曹有資格者の任用についてたずねたもので、「任用について関心はあるが、検討していない」、「そもそも法曹有資格者の任用について関心がない」といった任用について消極的な回答が９割を占める結果となった。

資料 2-3-21　法曹有資格者の任用に関する計画

（単位：自治体）

① 具体的な任用計画がある	26
② 具体的な計画はないが、現在検討中である	31
③ 法曹有資格者の任用について関心はあるが、検討はしていない	364
④ そもそも法曹有資格者任用について関心がない	158
回答自治体数	579

【注】ここでの「任用」とは、任期付職員、または選考による任用を意味しており、通常の競争試験による任用を除く。

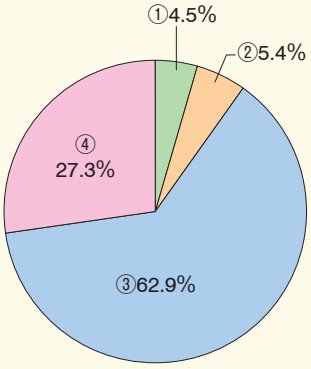

②　任用のマイナスとなる要因

今後、法曹有資格者の職員の採用を検討するとした場合、想定される消極的な要素について（上位３つまでを選択）たずねた問いでは、「必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる」との回答が最も多く、次いで、「任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極的にならざるを得ない」との回答であった。
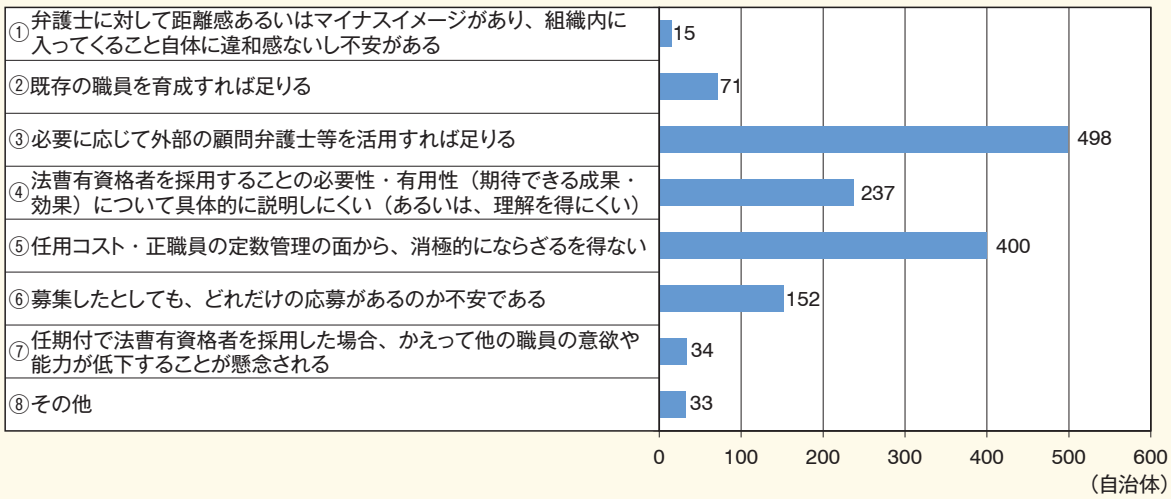
資料 2-3-22　採用を検討する際のマイナスとなる要因（上位３つまで）